

## 宇佐市立南部学校給食センター給食配送等業務仕様書

### 1. 総則

宇佐市（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、給食配送等業務委託契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書及び添付資料に従い、契約を履行しなければならない。

### 2. 就業場所及び名称

〒872-0841 大分県宇佐市安心院町矢畑4 4 4 番地  
宇佐市立南部学校給食センター Tel0978-34-2662

### 3. 業務期間

平成31年4月5日～平成32年3月29日  
給食実施日、その他業務を必要とする日

### 4. 業務時間

午前8時30分～午後3時30分 1号車乗務員  
午前9時30分～午後4時30分 2号車乗務員  
その他委託者が指定した時間

### 5. 派遣先責任者・派遣元責任者

(1) 委託者及び受託者は、契約締結時に責任者を各々1名選任するものとする。

### 6. 指揮命令者

- (1) 委託者は、派遣労働者を直接指揮命令して自己の業務のために使用し、本仕様書に定める業務内容を守って対象業務に従事させるものとし、センター職員の中から指揮命令者を選任するものとする。
- (2) 指揮命令者は、対象業務の処理について本仕様書に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、対象外の業務に従事せしめないよう留意し、派遣労働者が安全、適切に対象業務を遂行できるよう指導する。
- (3) 指揮命令者は、前項に定めた以外においても、職場維持、規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

### 7. 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 委託者及び受託者は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を

各々1名選任するものとする。

- (2) 派遣労働者からの苦情について、必ず苦情の申し出を受けた者が責任をもって行うものとし、委託者及び受託者は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取り扱いをしてはならない。

## 8. 業務内容

- (1) 出勤後直ちに健康チェックを行うとともに、当日、所長から渡される業務依頼書に従い業務を行うこと。
- (2) 車両（配送車）の始動運転及び業務前後における車両内外の点検、清掃又は必要に応じ洗車を行い、常に清潔にしておくこと。なお、修理等を要する場合は所長に要請すること。
- (3) プラットホームに出された段ボールを指定の場所に持っていくこと。
- (4) 給食センターと各学校におけるコンテナ・食器・食缶などは丁寧に扱うこと。
- (5) ・給食の配送、回収（2トン車2台で給食センターと各学校往復）  
・米飯の受取、搬送（2トン車1台で、米飯センターと給食センター間、及び一部学校への搬送）  
・米飯箱の搬送、回収（2トン車1台で、給食センターと米飯センター間及び一部学校での回収と搬送）  
・米飯箱の数は、チェック表を使用し確認すること。また、慎重かつ確実に業務を行うこと。
- (6) 回収後コンテナを洗浄室へ入れ、食器・食缶類をシンクに降ろすこと。また、空となったコンテナを洗浄すること。
- (7) 残菜を各学校毎に計量、記録し、専用の容器に移すこと。
- (8) 残菜を生ゴミ処理機へ入れること。又、仕上がり後は排出し、指定場所へ移動させること。
- (9) 業務終了後、車庫の整理整頓をし、納車後運転日誌を記入の上、所長に報告すること。

## 9. 作業工程及び配送先等

別紙計画書参照

## 10. 指示事項

受注者は、業務の実施にあたり給食センター所長の指示に従うと共に次の事項について業務員に周知徹底させなければならない。

- (1) 健康に留意し、毎月2回検便を受けること。

- (2) 衛生意識の高揚を図るため、年1回衛生講習会を受講すること。
- (3) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状がある場合は、出勤前に届け出ること。
- (4) 業務用衣服については、清潔な衣服を着用すること。
- (5) 配送車を運行するときは、道路交通法などの道路交通に関する関係法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (6) 配送・回収については、給食センター所長から示された配送・回収計画に沿って実施すること。
- (7) 配送車を決められた配送・回収ルート以外は運転をしてはならない。ただし、給食センター所長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 配送車運行中に事故が生じたときは、応急の処置を行うとともに、直ちに給食センター所長に報告すること。
- (9) 自動車等運転業務協定書以外で業務員の過失に起因する修理代などは受託者が負担すること。
- (10) 配送車は給食センター所長の指示する場所に施錠し保管すること。
- (11) 業務員は中型免許以上の所有者とすること。
- (12) 業務員の年齢制限は73歳とすること。ただし、本人からの申し出があった場合は別に定めるところにより、75歳まで更新が可能とする。
- (13) 過去に重大な事故を起こした者及び当該配送業務において重大な事故を起こした者は業務従事対象者から除外すること。
- (14) 施設から退出の際は、戸締り及び火気の有無を確認すること。

#### 10. 委託料の支払い

- (1) 請求書による毎月払い（適法な請求書を受領した日から起算して30日以内）
- (2) 月末締めとし、月ごとに派遣日数の実績に応じた清算払いとする。

#### 11. その他

この仕様書に定めない事項については、労働者派遣法及び宇佐市契約事務規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者及び受託者は信義誠実の原則に従い協議して定める。